

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は改正告示の公布の日から適用することとします。

(RS) - 5 - クロロ - N - { 1 - [4 - (ジフルオロメトキシ)フェニル]プロピル } - 6 - メチルピリミジン - 4 - イルアミン (別名ジフルメトリム)	3.5 µg/l
1, 1' - { 1 - L - (1, 3, 5 / 2, 4, 6) - 4 - [5 - デオキシ - 2 - O - (2 - デオキシ - 2 - メチルアミノ - L - グルコピラノシル) - 3 - C - ホルミル - L - リキソフラノシルオキシ] - 2, 5, 6 - トリヒドロキシシクロヘキサ - 1, 3 - イレン } ジグアニジン硫酸塩 (2 : 3) (塩) (別名ストレプトマイシン硫酸塩又はストレプトマイシン)	1, 1' - { 1 - L - (1, 3, 5 / 2, 4, 6) - 4 - [5 - デオキシ - 2 - O - (2 - デオキシ - 2 - メチルアミノ - L - グルコピラノシル) - 3 - C - ホルミル - L - リキソフラノシルオキシ] - 2, 5, 6 - トリヒドロキシシクロヘキサ - 1, 3 - イレン } ジグアニジン (別名ストレプトマイシン [遊離塩基]) として 410 µg/l
テトラヒドロ - 3, 5 - ジメチル - 1, 3, 5 - チアジアジン - 2 - チオン (別名ダゾメット)	610 µg/l

N - (4 - <i>tert</i> - ブチルベンジル) - 4 - クロロ - 3 - エチル - 1 - メチルピラゾール - 5 - カルボキサミド (別名テブフェンピラド)	1.8 μg / l
5 - メチル - 1 , 2 - オキサゾール - 3 - オール (別名ヒメキサゾール又はヒドロキシイソキサゾール)	2,800 μg / l
<i>tert</i> - ブチル = (<i>E</i>) - - (1 , 3 - ジメチル - 5 - フェノキシピラゾール - 4 - イルメチレンアミノオキシ) - <i>p</i> - トルアート (別名フェンピロキシメート)	0.32 μg / l
2 ' , 4 - ジクロロ - , , - トリフルオロ - 4 ' - ニトロ - <i>m</i> - トルエンスルホンアニリド (別名フルスルファミド)	29 μg / l
3 - (2 - クロロ - 4 - メシルベンゾイル) - 2 - フェニルチオビシクロ [3 . 2 . 1] オクタ - 2 - エン - 4 - オン (別名ベンゾビシクロン)	34 μg / l
(5 <i>RS</i>) - 5 - [(2 , 6 - ジフルオロベンジルオキシ) メチル] - 4 , 5 - ジヒドロ - 5 - メチル - 3 - (3 - メチル - 2 - チエニル) - 1 , 2 - オキサゾール (別名メチオゾリン)	190 μg / l